

第 1 部 基本的事項

■ 1 ■ 景観とは

「景観」とは、「私たちが“視覚で捉える”山や川、樹木、農地、建物、人々の活動などに加え、“視覚以外で捉える”音や匂いなど、人間の五感を通して感じることができる“地域の表情”です。

“地域の表情”である景観は、自然、歴史、文化、またそれらに基づく私たちの生活をうつし出し、そして、美しい景観は、豊かな文化を育み、そこに生活する人々や働く人、さらには訪れる人の心を豊かにします。

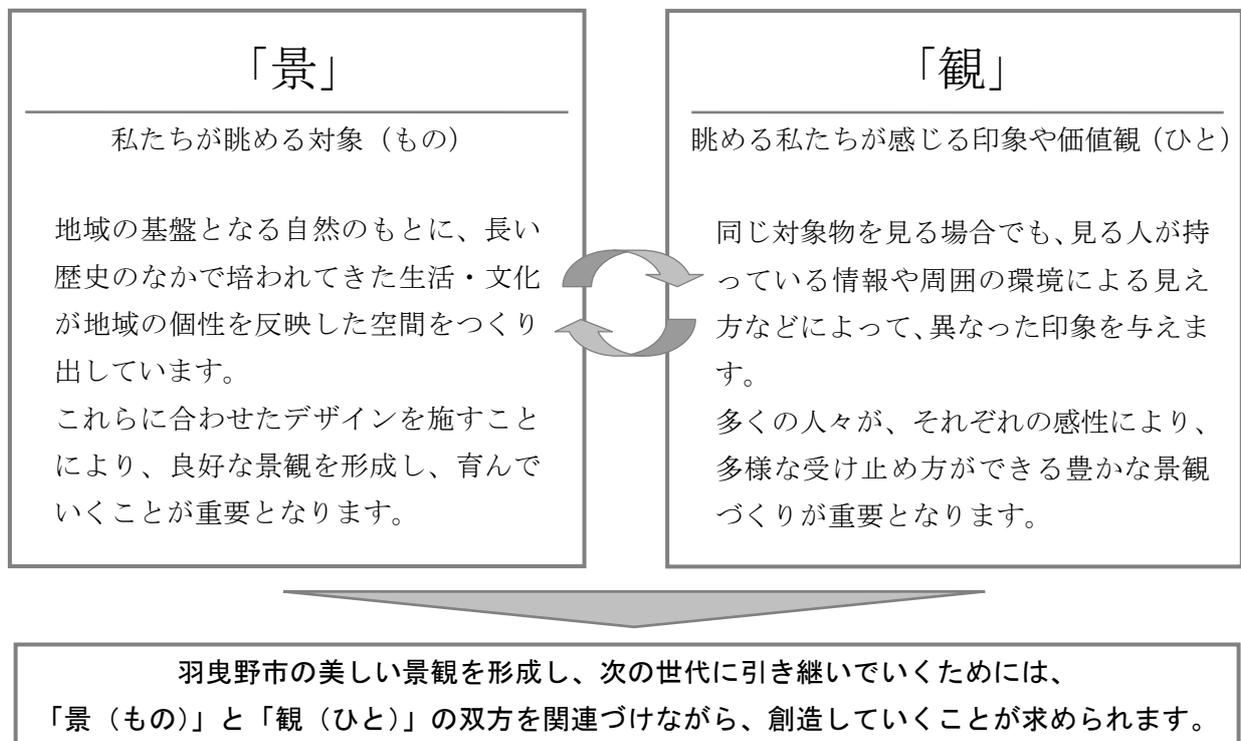
羽曳野市の美しい景観は、羽曳野市に暮らし、働き、生活を営むすべての方々の理解と協力によってつくり、育まれてきた市民共有の財産であり、次の世代へと引き継いでいくことが求められます。

■ 羽曳野市の美しい景観を形成し、次の世代に受け継いでいくために

上記の定義をあらわすように、「景観」という言葉は、「私たちが眺める対象（景）」と「それを眺める私たちの感性（観）」の2つの文字からできています。

つまり、いくら見た目に「美しい」「綺麗な」景観を形成しても、それを観る（感じる）ひとの心に響く景観でなければ、その景観の魅力は半減してしまいます。

羽曳野市の美しい景観を形成し、次の世代に引き継いでいくためには、「景（もの）」と「観（ひと）」の双方を関連づけながら、創造していくことが求められます。



■ 2 ■ 背景と目的

良好な景観の形成を促進し美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力ある地域社会の実現を図るため、平成 16 年に「景観法」が制定されました。これにより、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、良好な景観形成のための誘導及び規制が明確に位置づけられました。

景観法の施行を受け、大阪府では、「美しい世界都市」の実現を基本目標に掲げ、世界に誇ることのできる魅力ある都市空間と府民誰もが愛着を感じることのできる美しい生活空間の創造に努めることとし、平成 20 年に「大阪府景観計画」を定めました。当市域では、「大阪外環状線（国道 170 号）沿道区域」、「石川沿岸区域」、「金剛・和泉葛城山系区域」、「歴史的街道区域」が広域景観を形成する重要な要素として景観計画区域に位置づけられ、運用されてきました。

こうしたなか、本市では「百舌鳥・古市古墳群」の世界文化遺産登録実現をめざして、大阪府や堺市、藤井寺市と連携して、様々な取り組みを進めており、平成 22 年 11 月には世界遺産暫定一覧表に記載されました。しかし、世界文化遺産登録に向けて、古市古墳群の包括的保存管理計画や古墳群の緩衝地帯（バッファゾーン）を含めた立体的な景観保全や環境整備等が重要な課題となっています。

また、一方では、竹内街道や東高野街道などの歴史的な景観、あるいは、石川や駒ヶ谷のブドウ畑などの自然的な景観、さらには大阪のベッドタウンとして発展してきたことにより計画的に整備された住宅地など市街地の景観など、羽曳野市の自然や歴史、文化、またそこでの人々の営みを反映した特徴的な景観が形成されており、人々の生活を豊かなものとしています。このような羽曳野市特有の景観を保全・形成し、活用していくためには、より市民に近い行政である羽曳野市が、よりきめ細かな景観誘導や景観形成の支援を推進していくことが求められます。

そこで、「羽曳野市特有の景観資源を活かした良好な景観の形成」と「世界文化遺産登録に向けた取組のさらなる推進」を図ることを目的として、『羽曳野市景観計画』を策定します。



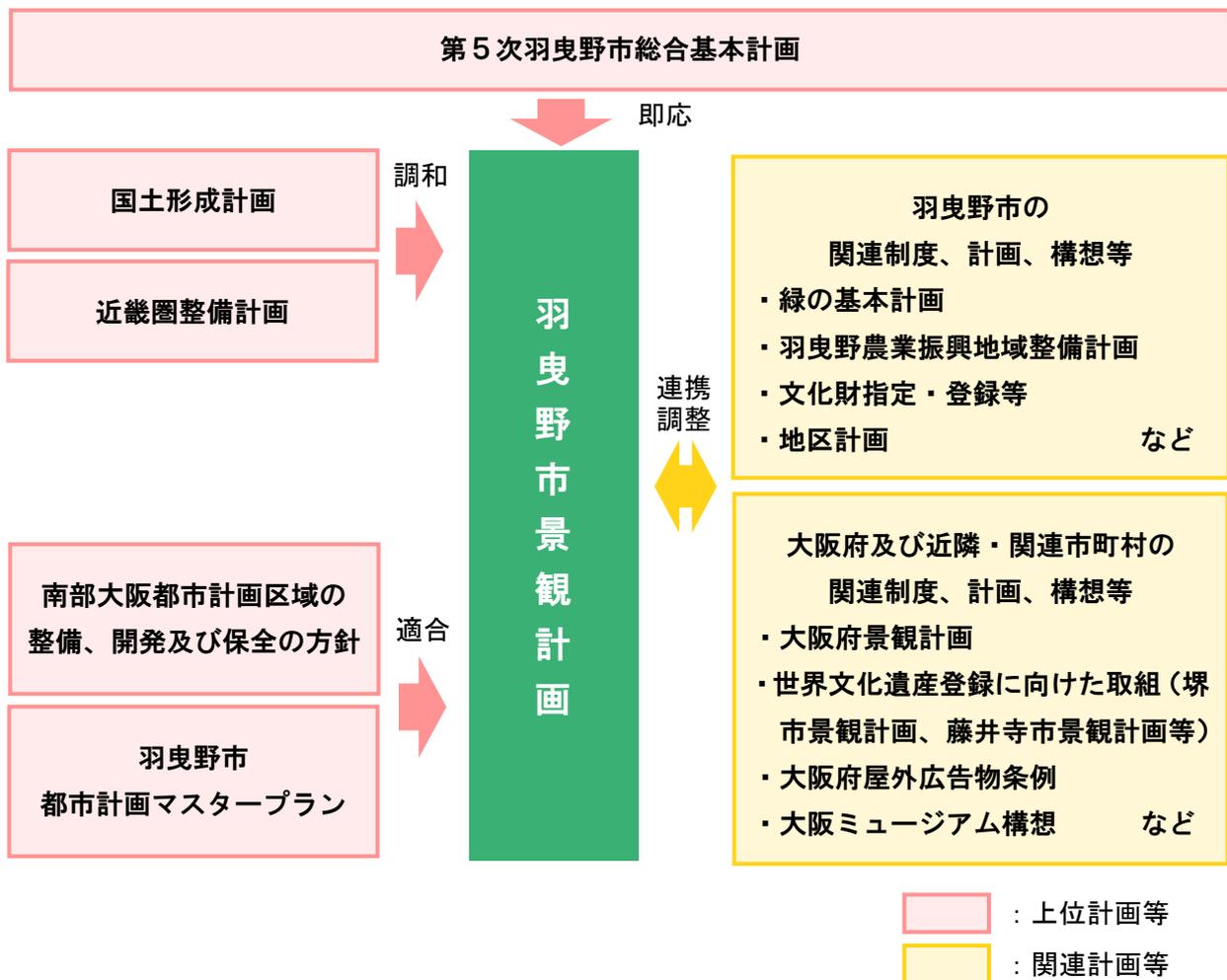
写真：古市古墳群と市街地の広がり

■ 3 ■ 景観計画の位置づけ

羽曳野市景観計画は、羽曳野市が景観行政団体になることにより、景観法に基づいて策定する法定計画です。

上位計画である「国土形成計画」「近畿圏整備計画」との調和を図り、「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「羽曳野市都市計画マスタープラン」と適合するとともに、「第5次羽曳野市総合基本計画」に即した計画として位置づけます。

また、羽曳野市が定める「緑の基本計画」や「羽曳野農業振興地域整備計画」などの関連計画との連携を図り、各分野の景観関連項目の共通の目標・指針として位置づけます。さらに、大阪府が策定する「大阪府景観計画」における広域的な景観形成の方針等との整合、ならびに「大阪府屋外広告物条例」「大阪ミュージアム構想」等との調整、また、近隣・関連市町村の景観計画等との調整を図り、広域的な景観の形成や世界文化遺産登録に向けた取組などの各種取組を連携して進めます。



■ 4 ■ 景観計画の構成と使い方

羽曳野市景観計画は次のような構成としています。

序章から第3章までは、羽曳野市の景観形成に係る全ての主体が共有しておく必要があります。

構 成	使い方
<p>第1部 基本的事項</p> <p>序 章：はじめに 景観とは何か、計画策定の背景・目的、景観計画の位置づけ・構成といった、計画に係る基本的な事項を示しています。</p>	<p>羽曳野市の景観形成に係る全ての主体が共有しておく必要があります。</p>
<p>第2部 景観マスタープラン編</p> <p>第1章：羽曳野市の景観 羽曳野市の景観の特徴と課題を整理しています。</p> <p>第2章：景観形成の考え方 第1章の羽曳野市の景観の特徴と課題の整理を踏まえて、羽曳野市において景観形成の取組を進めていくための目標像と基本方針を定めています。</p>	
<p>第3章：景観形成の進め方 景観形成を実際に進めていくための方法や体制、また具体的な施策展開の方向性を定めています。</p>	
<p>第3部 景観形成方策編</p> <p>第4章：景観形成の方策（景観法の施行に関する事項） 景観計画区域及び景観形成推進区域の設定や、それらの区域における行為の制限に関する事項、その他景観法の施行にあたって必要な事項を定めています。</p>	<p>主に建築行為や開発行為等を行おうとする場合に関係します。</p>
<p>第4部 資料編</p> <p>景観計画の作成にあたって実施した市民意向調査（市民の意識・景観形成への要望）やパブリックコメントの結果、策定会議等の開催概要を掲載しています。</p>	